

パブリックコメント省略案件

令和8年3月24日

■案件名

- ・美里町鳥獣被害防止計画の変更について

■制定日等

- ・令和8年4月1日

■制定等の内容

- ・趣旨

美里町鳥獣被害防止計画は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特別措置法」という。）に基づき、定められている。鳥獣被害防止特別措置法において、市町村は、その区域内で被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、国が示す鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針（以下「基本方針」という。）に即して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画を定めることができる。

今回の変更は、近年のクマ等の出没件数の増加や人身被害の発生が全国的な課題となっていることを踏まえ、各関係法令や国が示す基本方針等に基づき、クマ等の被害防止施策をより明確に位置付けるもの。

- ・期間

令和7年度から令和9年度まで

※計画期間は、変更しない。

- ・基本的な考え方

クマ等の被害防止施策について、各関係法令や国が示す基本方針等に基づき、被害の防止及び被害の軽減を図るもの。

■パブリックコメントを実施しない理由

- ・近年、全国的にクマ等の出没件数が増加し、人身被害等が発生している状況を踏まえ、国及び都道府県において、クマ等の対策の強化が進められていること。
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の改正により、クマ等による人の生命・人体への危害を防止する措置が必要な場合には、緊急的な猟銃による捕獲などの実施が可能となるなど、クマ等の対策に関する制度及び対応方法が整理・明確化されたこと。

- 現行の美里町鳥獣被害防止計画においては、主に農作物被害の防止を目的とした内容となっており、クマ等のこれまでほとんど目撃がされていない鳥獣は、対象鳥獣にしておらず、人身被害の防止や緊急時の対応に関する位置づけが明確ではないこと。
- このため、国が定める基本方針等との整合性を図り、クマ等の対策及び緊急銃猟を含む対応の考え方を既存計画の枠組みの中で整理し、明確化する必要があること。

以上のことから、本計画について、国の政策等に基づき変更を行う必要があり、美里町パブリックコメント条例第4条第2号の「国又は他の自治体の施策等と同一の政策等を定める必要があるもの」に該当するため、パブリックコメントを省略するものとする。

■問合先

美里町産業振興課 農村整備係

〒989-4205 宮城県遠田郡美里町木間塚字中央1

電話：0229-58-2374/FAX：0229-58-1216

E-mail：sanshin@town.misato.miyagi.jp

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	美 里 町

美里町鳥獣被害防止計画（案）

<連絡先>

担当部署名 美里町産業振興課
所在地 宮城県遠田郡美里町木間塚字中央 1 番地
電話番号 0229-58-2374
FAX番号 0229-58-1216
メールアドレス sanshin@town.misato.miyagi.jp

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、 ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	美里町

※「ハシブトガラス、ハシボソガラス(以下「カラス」という。)」

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
カラス	水稲	689千円 / 0.66ha
カルガモ	水稲	146千円 / 0.14ha
ハクビシン	野菜、果樹全般	271千円 / 0.03ha
タヌキ	野菜、果樹全般	181千円 / 0.02ha
ニホンジカ	—	—
イノシシ	—	—
ツキノワグマ	—	—

(2) 被害の傾向

農作物の軽微な被害は、被害状況の把握が難しいこともあり、潜在的な被害も合わせると総体的な被害は、さらに増加しているものと推測される。

被害の傾向としては、カラス、カルガモによる田植後の水稲の苗の抜取りが見受けられる。

ハクビシン、タヌキによる野菜、果樹全般の被害は、収穫期はもちろんのこと、鳥類による水稲の被害よりもその期間は長い。

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、稀に町内で目撃がされており、農作物被害や人身被害は確認されていないものの、被害防止に向けた対策が必要とされている。

(3) 被害の軽減目標

区分	指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和9年度)
		被害金額／被害面積	被害金額／被害面積
鳥類	カラス	689千円 / 0.66ha	482千円 / 0.46ha
	カルガモ	146千円 / 0.14ha	102千円 / 0.09ha
小型獣類	ハクビシン	271千円 / 0.03ha	189千円 / 0.02ha
	タヌキ	181千円 / 0.02ha	126千円 / 0.01ha
大型獣類	ニホンジカ	—	—
	イノシシ	—	—
	ツキノワグマ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>カラス、カルガモについては、美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会による猟銃での春駆除、秋駆除を実施し、焼却又は埋設処理としている。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、住民への捕獲許可手続及び箱わなの貸出しにより捕獲を推進している。</p> <p>ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、目撃情報があった際及び出没が確認された際に、住民への注意喚起、周辺パトロールを実施している。</p>	<p>美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会によるカラス、カルガモの春駆除、秋駆除を実施しているが、美里町鳥獣被害対策実施隊員の高齢化による捕獲圧の低下が懸念されている。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>当取組に関しては、従来、特に講じていない。</p>	

(5) 今後の取組方針

カラス、カルガモについては、引き続き、美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会による猟銃捕獲等の駆除を実施する。

また、ハクビシン、タヌキによる被害の対応については、住民への捕獲許可と箱わなの貸出しにより捕獲を推進する。予察捕獲実施にあたっては、住民の安全確保のため広報及び防災無線により周知する。

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、目撃情報等があった場合に周辺パトロールの実施、必要に応じて防災無線及び美里町の公式 LINE による周辺や注意喚起を行う。また、必要に応じて爆竹等による追い払いの実施、箱わなによる緊急捕獲を実施する。さらに、イノシシ、ツキノワグマが人の日常生活圏への侵入、又は侵入するおそれが大きく、人の生命・人体への危害を防止する措置が必要な場合には、緊急的な猟銃による捕獲などを実施する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

カラス、カルガモについては、住民からの情報収集を行い、被害地域及び被害状況を把握の上、美里町鳥獣被害対策実施隊への指示及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会への依頼により駆除を実施する。

ハクビシン、タヌキについては、住民への捕獲許可と併せて箱わなの貸出しを行い、捕獲を推進する。

ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、美里町鳥獣被害対策実施隊のほか、遠田警察署や宮城県などの関係機関と連携しながら人身被害等が懸念される場合の捕獲に関する体制の整備を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度 ～ 令和9年度	カラス カルガモ ハクビシン タヌキ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	鳥獣は、市町村間を移動するので、関係する市町村間で情報共有をし、協力しながら駆除に努めていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方			
<p>捕獲については、「美里町有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正な捕獲、駆除の実施に努める。</p> <p>カラス、カルガモについては、宮城県から示される予察捕獲の標準実施時期を参考に、水稻の生育スケジュールに合わせた春駆除、秋駆除を実施し、被害防止に努める。また、密に情報収集を行い、駆除重点実施区域を選定し、効率的な駆除実施を目指す。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、これまで被害が発生した場所を洗い出すことにより、重点駆除地域を選定し、効率的な駆除を実施する。また、生息地域と行動パターンを把握することにより、被害防止に努める。</p>			
◇近年の有害鳥獣捕獲実績			
対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
カラス	174羽	203羽	144羽
カルガモ	107羽	119羽	112羽
ハクビシン	0頭	0頭	1頭
タヌキ	1頭	0頭	0頭
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
カラス	150羽	150羽	150羽
カルガモ	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	1頭	1頭	1頭
タヌキ	2頭	2頭	2頭
ニホンジカ	—	—	—
イノシシ	—	—	—
ツキノワグマ	—	—	—

捕獲等の取組内容
<p>カラス、カルガモについては、美里町鳥獣被害対策実施隊及び美里町有害鳥獣駆除対策協議会が猟銃による捕獲を行う。実施時期については、宮城県から示される予察捕獲の標準実施時期を参考にし、田植時期の5月及び稲の出穂時期である9月に、それぞれ春駆除、秋駆除を実施する。</p> <p>ハクビシン、タヌキについては、1年を通じて目撃情報及び被害報告があるため、申請のあった住民への捕獲許可及び箱わなの貸出しにより、捕獲を推進する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>イノシシ、ツキノワグマの捕獲を実施する際、散弾銃では仕留められない場合にライフル銃が必要となる。ライフル銃の使用に当たっては、バックストップの確認を徹底するなど安全性を確保する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
美里町	なし(既に権限移譲を受けているため)

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度

5 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

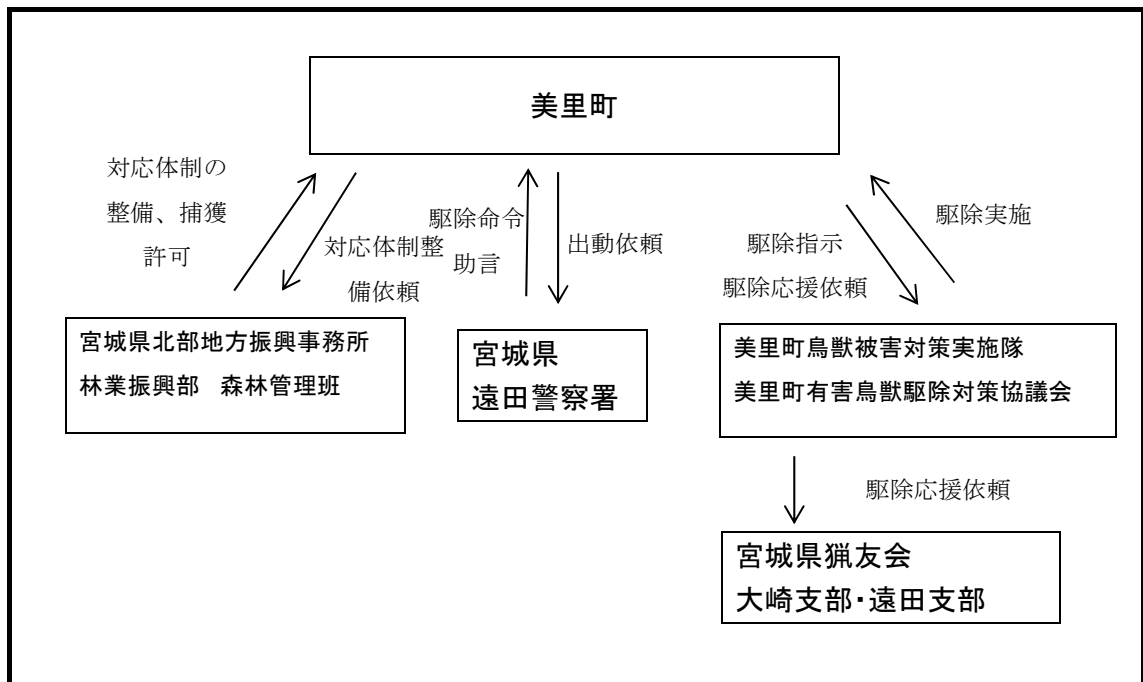
年 度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度～ 令和9年度	カラス カルガモ ハクビシン タヌキ ニホンジカ イノシシ ツキノワグマ	鳥獣の隠れ場所となる藪等の刈払いや、空き家の対応をしている関係機関に対して、適正に管理できる対策をとるよう働きかけを行う。

6 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じた、若しくは生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
美里町	現地の状況確認、捕獲許可申請、捕獲許可(権限移譲済の鳥獣)
美里町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の実質的な駆除を実施
宮城県遠田警察署	町へ通報、緊急時の警察官職務執行法に基づく命令、緊急銃猟実施時における安全確保、助言
宮城県北部地方振興事務所 林業振興部 森林管理班	町へ通報、緊急時に町からの要請に応じた支援(対応体制の整備)、捕獲許可(権限移譲済の鳥獣を除く)
宮城県猟友会大崎支部	緊急時における駆除の応援
宮城県猟友会遠田支部	緊急時における駆除の応援

(2) 緊急時の連絡体制



7 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は、「美里町有害鳥獣捕獲事務取扱要領」に基づき、適正に処分する。
 処理方法としては、カラス、カルガモはすべて焼却又は埋設処理とし、ハクビシン、タヌキ、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマについては、状況に合わせて適切に処理をする。

8 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他	

(2) 処理加工施設の取組

(3) 捕獲した対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

--

9 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

美里町有害鳥獣駆除対策協議会	
構成機関の名称	役 割
美里町	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整、被害防止計画の策定及び捕獲許可事務を行う。
新みやぎ農業協同組合	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。また、農家に対して営農指導、情報提供を行う。
古川農業協同組合	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。また、農家に対して営農指導、情報提供を行う。
宮城県農業共済組合	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
美里東部土地改良区	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
江合川沿岸土地改良区	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
宮城県猟友会大崎支部小牛田西分会	有害鳥獣の捕獲、地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
宮城県猟友会遠田支部南郷分会	有害鳥獣の捕獲、地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。
宮城県美里農業改良普及センター	地域巡回により知り得た情報を協議会へ提供し、協議会への指導、助言を行う。また、農家に対して営農指導、情報提供を行う。
宮城県自然保護員	協議会への指導・助言を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宮城県猟友会大崎支部・遠田支部	協議会等に対する助言・指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成29年4月 美里町鳥獣被害対策実施隊 設置

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

各関係機関が日頃から情報共有を密にし、不測の事態が起きた時の初動体制が素早くとれるように努める。

10 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市町村及び対象有害鳥獣の移動範囲内である関係市町村間で情報共有をし、連携を図ることに努める。